

令和4年2月28日

第2回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和4年2月28日(月) 午後3時
3. 出席委員 (農業委員7名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
鍋島委員 堅田委員 中村委員
谷脇(裕)委員 古谷委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 山口委員
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長
森本主幹
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第5号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について

開会宣言	<p>中西会長</p> <p>只今から、令和4年第2回須崎市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>国広局長</p> <p>本日も、新型コロナウイルス感染予防対策として、推進委員の意見を集約後、農業委員を参集しての開催となっています。議案説明は可能な範囲で簡略し、開催時間の短縮に努めますのでご理解のほどお願いします。本日、8番山口委員からは欠席との連絡をいただいています。</p> <p>それでは、会長よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>本日は、忙しい中お集まりいただきありがとうございます。前段の会では全議案について問題ないと承認をいただいておりますが、尚、適切な決定をいただきたいと思います。</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意 見	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議事録署名	<p>中西会長</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は1番 中村委員、4番 鍋島委員、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>皆さんから、何かご意見ございませんか。</p>
意 見	<p>1番 中村委員</p> <p>番号1については、議案の通り以前から駐車場となっており、問題ありません。</p>

	<p>16番 中西会長</p> <p>番号2については、以前から雑草、灌木が茂っており、古い小屋も建っています。非農地として、問題はありません。推進委員の意見集約でも問題はないとの事でした。</p> <p>1番 中村委員</p> <p>申請書が出る前に委員が現地確認していますが、問題ないのでしょうか。申請書が出てから現地を確認する、という段取りではないのでしょうか。</p> <p>国広局長</p> <p>申請書が出る前に確認をしてもらっています。現地確認の日と申請日が同じ日の事が多いですが、現地確認の日が早くても問題はありません。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>他に何かご意見ございませんか。</p>
審 議	<p>中西会長</p> <p>特にご意見等なければ、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することと決定いたしますがご異議ございませんか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号4まで議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>竹下次長</p> <p>それでは補足説明します。今月の案件は3件になります。番号1および番号2については、同じ譲受人になります。譲受人は、農協職員ですが、同住所で別世帯の父親と一緒に</p>

	<p>農業経営を行っている旨の申立がありましたので、経営世帯については、統合して判断することになります。譲受人の世帯では、水稲、ハウスでのキュウリ栽培、芋類等の露地野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われま。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間50日農作業に従事しているほか、両親がそれぞれ年間300日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、番号1および番号2の申請地でそれぞれ水稲栽培を行うとのことで、周辺の農地に影響はないと考えま。番号3について、譲受人は、花卉、バナナを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われま。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間365日農作業に従事しているほか、雇用している4名が農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、レモンを作るとのことで周辺の農地に影響はないと考えま。以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま。</p>
議 長	<p>中西会長 皆さんから、何かご意見ございませんか。</p>
意 見	<p>4番 鍋島委員 番号1および番号2については、父親と一緒に経営するのであれば問題ありません。</p> <p>1番 中村委員 番号3について、何年もハウスを放置されていた土地ですが、農業できるように整地されており、問題はありません。</p>
議 長	<p>中西会長 推進委員の意見集約でも問題はないとの事でした。他に皆さんからご意見がありましたら、お願いします。</p>
審 議	<p>中西会長 他に何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、番号1から番号3について、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>

議 長	中西会長 それでは、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 【議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	国広局長 補足説明します。番号 1 についてです。農地の区分と、転用目的についてです。申請地は第 3 種農地であり、転用目的は、自宅から徒歩で 1 分程度の場所に位置し、供養及び管理が容易である申請地に墓地納骨堂を設置するもので、特に問題はないと認められます。資力及び信用については、納骨堂設置費〇〇円は、自己資金で整備する計画であり、資力・信用については問題ないと判断します。申請に係る用途に遅滞なく供する事についての確実性は、工期は令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 2 0 日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、墓地埋葬法による許可申請済で、4 条許可と併せて、同日付許可見込みであり、特に問題はないものと判断します。計画面積の妥当性は、転用面積 4. 4 0 m ² は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は自己所有地に自然浸透、また、周辺農地の同意も得ており、問題はないものと判断します。土地利用計画図の進入路については、市建設課管理の北側市道より自己所有地の農地を通り、申請地に行くようになります。次に、番号 2 についてです。農地の区分と、転用目的は、申請地は、その他の農地（第 2 種農地）で、転用の目的は、農業用倉庫等の建築です。申請者は、約 1 1 0 0 0 m ² の農地にて農業を経営しており、主にミョウガ、ポンカン等の作物を栽培していることから、以前より農業用倉庫、作業場等の必要性を感じ、適地を探していましたが、申請地が適地と考え選定に至ったとのこと。他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。資力及び信用については、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円は、妻より資金の提供を受けての整備計画であり、特に問題ないと判断します。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は、転用許可日から 5 ヶ月間となっており、確実性には特に問題はないものと判断します。計画面積の妥当性については、建築面積 1 0 8 m ² 、所要面積 5 5 1 m ² は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無

	<p>は、雨水は、申請地内で自然浸透。また、南側の堤防沿いの造成については、高知県須崎土木事務所より海岸法の規定に基づく許可は取得済。また、周辺農地は申請者のみの農地であり、問題ないものと判断します。進入路は、北側の県道より進入しますが、側溝にグロウチング設置予定であり、管理者である高知県須崎土木事務所より占用許可取得済です。</p>
<p>議 長</p>	<p>中西会長 こちらの議案についても、推進委員の意見集約では問題はないとの事でした。何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
<p>意 見</p>	<p>10番 堅田委員 番号1については、市道から農道に入る山道であり、周辺に迷惑がかかる場所でもなく、雑草が繁茂している場所であり問題ありません。</p>
<p>意 見</p>	<p>1番 中村委員 番号2については、小夏を植えていた土地に倉庫を建てるようにしております。隣は申請者の土地であり、問題ないです。</p>
<p>議 長</p>	<p>中西会長 ご質問等があればお願いします。</p>
<p>意 見</p>	<p>1番 中村委員 番号1ですが、現状農地ではないということでしょうか。</p>
<p>意 見</p>	<p>10番 堅田委員 畑ですが、荒れています。残りは梅を植えています。</p>
<p>審 議</p>	<p>国広局長 現地は休耕地のようになっております。</p> <p>中西会長 他にご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。</p>
<p>採 決</p>	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>

議 長	<p>中西会長</p> <p>特にご異議ないようなので、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議については、農地法第 4 条 3 項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>続きまして、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>【議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>国広局長</p> <p>補足説明をします。番号 1 についてです。農地の区分と転用目的は、申請地は、その他の農地（第 2 種農地）です。転用の目的は、現在の宅地敷地は玄関先が非常に狭く、転落する危険性があるため入口を拡張し、併せて洗濯干し場としてのスペースも確保するもので、やむを得ないものと認められます。資力及び信用については、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、登記代金等〇〇円、合計〇〇円は、自己資金での整備計画であり、特に問題ないと判断します。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は、転用許可日から令和 4 年 5 月 3 0 日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。計画面積の妥当性は、建築面積 9 1 . 4 9 m²、所要面積 1 7 2 . 9 0 m²は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、現在の宅地敷地の生活排水及び雨水は、西側〇〇〇〇－〇〇、〇〇〇〇－〇〇、〇〇〇〇－〇〇の敷地内の側溝を経由し排水。拡張部分（申請地）については、砂利敷きにて自然浸透。また、西側、三筆にまたがる側溝については、所有者から排水施設として使用することについて承諾済です。なお、周辺農地は申請者のみの農地であり、問題ないものと判断します。進入路は、南側の市道より通路（赤線）を通り、〇〇〇〇－〇〇、〇〇〇〇－〇〇を経由し進入となりますが、市道からは現状のままでの進入となり、管理課である市建設課担当者に、工事、占用許可は不要との確認済です。また、〇〇〇〇－〇〇、〇〇〇〇－〇〇の所有者から、通路として使用することについて承諾済です。続いて番号 2 になります。農地の区分と転用目的は、申請地は、その他の農地（第 2 種農地）です。転用の目的は、現在、高知市にて家族 4 人で借家住まいをしています。子どもの成長に伴い手狭となった。適地を探すにあたり両親との相互扶助、老後の介助のことを考慮した立地を探していましたが、妻の実家から約 2 k m に位置する申請地しか適地はなく、父が所有する農地を無償で借り受け、自己住宅を建築したいとのこと。</p>

他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。資力及び信用については、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円は、銀行から借り入れての整備計画であり、特に問題ないと判断します。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は、転用許可日から5ヶ月間となっており、確実性には特に問題はないものと判断します。計画面積の妥当性は、建築面積73.07㎡、所要面積348.00㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無は、雨水は、申請地内に設置した集合桝を経由し、埋設する排水管を通して北側県道側溝に排水。生活排水は、合併浄化槽で処理した後、埋設する排水管を通して同じく北側県道側溝に排水。それぞれの県道側溝への排水における同意、占用については、管理者である高知県須崎土木事務所に申請中であり、許可見込みの予定です。また、周辺農地は申請者（貸人）のみの農地であり、問題ないものと判断します。進入路は、北側の県道より進入しますが、側溝にグロウチング設置予定であり、管理者である高知県須崎土木事務所より占用許可取得済です。次に、番号3です。農地の区分と転用目的については、申請地は、その他の農地（第2種農地）です。転用の目的は、現在、須崎市で借家住まいをしていますが、まもなく結婚予定で家族計画もあり、手狭となることから戸建住宅を探していた所、申請地（一体的利用地）の空き家が購入出来ることとなりました。リフォームしての入居となりますが、駐車場がないため、併せて隣接地の申請地（農地）も購入し、駐車場として整備するものです。他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。資力及び信用については、土地取得費〇〇円、リフォーム費〇〇円、駐車場整備費〇〇円、合計〇〇円は、銀行から借り入れての整備計画であり、特に問題ないと判断します。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は、転用許可日から1ヶ月間となっており、確実性には特に問題はないものと判断します。計画面積の妥当性は、建築面積89㎡、所要面積308.19㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無は、現在の宅地敷地の生活排水及び雨水は、敷地内の排水路（甲〇〇〇〇、甲〇〇〇〇-〇〇）から承諾済である甲〇〇〇〇-〇〇内の排水路を経由し、市道内の水路を通じ同じく市管理の水路（青線）へ排水。市道及び市管理の水路（青線）への排水については、管理課である建設課に許可不要との確認済。また、駐車場整備地は砂利敷きし自然浸透します。なお、周辺農地は申請者（譲渡人）のみの農地であり、問題ないものと判断します。進入路は、南側の市道より進入となりますが、現状のままでの進入となり、管理課である市建設課担当者に、工事、占用許可は不要との確認済です。

議 長

中西会長

何かご意見、ご質問等ございますか。

意見	<p>16番 中西会長 番号1につきましては、敷地を広げるという事で、周りの同意を得ており問題ありません。</p> <p>1番 中村委員 番号2につきましては、議案第3号で議題に上がった倉庫を建てるものの隣の土地です。問題ありません。</p> <p>16番 中西会長 番号3につきましては、先月進入路の非農地証明を承認しましたが、その横にある畑を駐車場として利用するという案件です。問題はありません。</p>
議長	<p>中西会長 ご質問等があればお願いします。</p>
審議	<p>中西会長 何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。</p>
採決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議長	<p>中西会長 特にご異議ないようなので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議については、農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。</p>
議長	<p>中西会長 続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長 【議案第5号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>森本主幹 【整理番号R3-43について別冊をもとに朗読】</p>

	<p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>整理番号R3-43について、借受人の主たる経営作物はミョウガで、構成員は3人、うち3人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると思います。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると思います。第3号の要件は、法人でないため今回は対象ではありません。第4号の規定で、対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意については、所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。以上で、今回の申請1件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思います。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>推進委員の意見集約でも問題はないとの事でした。この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。</p>
審 議	<p>中西会長</p> <p>何かございませんか。なければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。</p>
報告事項	<p>国広局長</p> <p>【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p>

<p>そ の 他</p>	<p>竹下次長 活動記録簿の提出について 最適化交付金について</p> <p>森本主幹 農業振興地域整備基本方針の照会について</p> <p>閉会宣言 中西会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第2回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 3時42分</p> <p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">1 番</p> <p style="text-align: center;">4 番</p>
--------------	---